

2019年度 第6回理事会次第

日 時：2020年1月26日（日）10：00～
午後から予算ヒアリング予定あり

会 場：千葉県社会福祉士会 事務局会議室
（千葉市中央区千葉港7-1 塚本千葉第五ビル3階）

1. 出席者及び資料の確認

2. 開 会

3. 会長挨拶

4. 議 題

（1）会長と三役会からの報告

- ① 千葉県のDWATについて
- ② SSS松戸荘の見学報告
- ③ 事務局員の体調不良の件
- ④ 役員・代議員選挙の再公示について
- ⑤ 会員への苦情の件
- ⑥ 2020 大人の文化祭（2/22 開催予定）
- ⑦ 次年度事業計画と予算案の件

（2）各委員会報告事項に対する質疑

（事前送付資料によりご確認ください）

（3）議事

- ① 情報公開規程の件

5. 閉 会

次回理事会予定 第7回理事会：2020年3月 22日（日）10：00～

場 所：千葉県社会福祉士会 事務局会議室

【添付資料】

添付資料1-規程第13号情報公開規程案

添付資料2-規程第2号代議員規程の条数整理案

添付資料3-退会承認対象者一覧（当日配布資料）

※（公社）日本社会福祉士会情報の西暦表示に合わせて年度を西暦表示している

【理事会議事・承認依頼】

①規程第13号情報公開規程について、現在情報公開を行っている総会・理事会の議事録および資料を情報公開の対象としている資料に加える改正を行うものである 確認及び承認をお願いする

添付資料1 参照

②規程第2号代議員規程の一部（11条および12条）の条数を整理する 確認及び承認をお願いする

添付資料2 参照

③2019年度、会員会費管理情報に基づき、年会費未納者へ個別に納付書（ゆうちょ銀行払込票）及び文書での請求を3回（5月、8月、11月）行ったが、入金及び連絡のないまま現在に至る

定款8条（会員の資格喪失）

（3）正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき

以上の定款に基づき、添付資料3（当日配布資料）に記載の2名について退会手続きの承認をお願いする

【理事会報告事項】

・報告資料1-3にて、（公社）日本社会福祉士会主催、事務局職員交流会参加の報告

一般社団法人千葉県社会福祉士会情報公開規程（平成 24 年 10 月 28 日制定）の一部を次のように改正する。

第 3 条 （8）事業計画書および収支予算書の後に（9）総会・理事会の議事録および資料を加える。

附 則

この規定は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

改正後	改正前
<p>（情報公開の対象とする資料及び公開方法）</p> <p>第 3 条 本会の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、本会事務局に常時備え置き閲覧に供すると同時に、第 4 号を除き本会ホームページに公開するものとする。</p> <p>（1）定款</p> <p>（2）役員名簿</p> <p>（3）代議員名簿</p> <p>（4）会員名簿</p> <p>（5）事業報告書および附属明細書</p> <p>（6）計算書類</p> <p>①収支計算書</p> <p>②貸借対照表</p> <p>③損益計算書（正味財産増減計算書）</p> <p>④貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書</p> <p>（7）監査報告</p> <p>（8）事業計画書および収支予算書</p> <p>（9）総会・理事会の議事録および資料</p> <p>附 則</p> <p>この規定は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。</p>	<p>（情報公開の対象とする資料及び公開方法）</p> <p>第 3 条 本会の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、本会事務局に常時備え置き閲覧に供すると同時に、第 4 号を除き本会ホームページに公開するものとする。</p> <p>（1）定款</p> <p>（2）役員名簿</p> <p>（3）代議員名簿</p> <p>（4）会員名簿</p> <p>（5）事業報告書および附属明細書</p> <p>（6）計算書類</p> <p>①収支計算書</p> <p>②貸借対照表</p> <p>③損益計算書（正味財産増減計算書）</p> <p>④貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書</p> <p>（7）監査報告</p> <p>（8）事業計画書および収支予算書</p>

一般社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程（平成 24 年 10 月 28 日制定）の一部（11 条および 12 条）の条数を整理する。

附 則

この規定は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

改正後	改正前
<p>(選任)</p> <p>第 6 条 代議員は、正会員の中から地区ごとに行う正会員による選挙により選出される。</p> <p>2 前項の選挙は、本会役員改選に併せて行うものとする。</p>	<p>(選任)</p> <p>第 6 条 代議員は、正会員の中から地区ごとに行う正会員による選挙により選出される。</p> <p>2 前項の選挙は、本会役員改選に併せて行うものとする。</p>
<p>(立候補正会員の資格要件)</p> <p>第 7 条 前条に定める正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 選挙管理委員会が公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。</p> <p>(2) 本会の年会費が未納でないこと。</p> <p>(3) 併せて行われる本会役員改選において、会員理事に立候補していないこと。</p> <p>(4) 選挙管理委員でないこと。</p>	<p>(立候補正会員の資格要件)</p> <p>第 7 条 前条に定める正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 選挙管理委員会が公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。</p> <p>(2) 本会の年会費が未納でないこと。</p> <p>(3) 併せて行われる本会役員改選において、会員理事に立候補していないこと。</p> <p>(4) 選挙管理委員でないこと。</p>
<p>(立候補届様式)</p> <p>第 8 条 代議員に立候補する者（以下「立候補者」という。）は、所定の「様式 1」で届け出なければならない。</p> <p>2 立候補者の自署または捺印のないものは無効とする。</p>	<p>(立候補届様式)</p> <p>第 8 条 代議員に立候補する者（以下「立候補者」という。）は、所定の「様式 1」で届け出なければならない。</p> <p>2 立候補者の自署または捺印のないものは無効とする。</p>
<p>(応募手続)</p> <p>第 9 条 本会代議員立候補者は、前条の立候補届を提出するときは、選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。</p> <p>2 提出期限を過ぎたものは提出がなかつ</p>	<p>(応募手続)</p> <p>第 9 条 本会代議員立候補者は、前条の立候補届を提出するときは、選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。</p> <p>2 提出期限を過ぎたものは提出がなかつ</p>

<p>たものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。</p> <p>(立候補者の名簿公表)</p> <p>第 10 条 選挙管理委員会は、立候補届けを会員に公表する。</p> <p>2 前項に定める公表については、事務局において開示し、第 25 条の投票に際しては地域集会の地区ごとに当該地区の正会員に配布するものとする。</p> <p>3 前項における掲載順は届出順とし、同時の場合は抽選とする。</p> <p>(立候補者定数未達の措置)</p> <p>第 11 条 代議員立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、地区ごとに不足する代議員数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。</p> <p>2 前項の手続き方法は、<u>第 9 条</u>に準ずるものとする。</p> <p>(選挙の方法)</p> <p>第 12 条 <u>第 6 条</u>に定める選挙にかかる投票の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名が列記された用紙に立候補者 1 人に○印を付して投票する。</p> <p>(2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものとする。</p> <p>(3) ○印が複数の候補者に付されている場合および○印以外の記入がある場合は、これを無効票とする。</p> <p>(4) 疑義のある投票の解釈は、選挙管理委員会の判断による。</p> <p>(5) 得票数が同数の場合、選挙管理委員会の行う抽選により当選者を決定する。</p>	<p>たものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。</p> <p>(立候補者の名簿公表)</p> <p>第 10 条 選挙管理委員会は、立候補届けを会員に公表する。</p> <p>2 前項に定める公表については、事務局において開示し、第 25 条の投票に際しては地域集会の地区ごとに当該地区の正会員に配布するものとする。</p> <p>3 前項における掲載順は届出順とし、同時の場合は抽選とする。</p> <p>(立候補者定数未達の措置)</p> <p>第 11 条 代議員立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、地区ごとに不足する代議員数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。</p> <p>2 前項の手続き方法は、<u>第 20 条</u>乃至<u>第 22 条</u>に準ずるものとする。</p> <p>(選挙の方法)</p> <p>第 12 条 <u>第 19 条</u>に定める選挙にかかる投票の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名が列記された用紙に立候補者 1 人に○印を付して投票する。</p> <p>(2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものとする。</p> <p>(3) ○印が複数の候補者に付されている場合および○印以外の記入がある場合は、これを無効票とする。</p> <p>(4) 疑義のある投票の解釈は、選挙管理委員会の判断による。</p> <p>(5) 得票数が同数の場合、選挙管理委員会の行う抽選により当選者を決定する。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>2 立候補者数が定数以内の場合は、当選とする。</p> <p>附 則 この規定は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。</p>	<p>2 立候補者数が定数以内の場合は、当選とする。</p>
---------------------------------------------------------------------------	--------------------------------

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2019年11月4日～2020年1月25日

【活動報告】

- 11月8日(金)長柄町災害ボランティアセンター手伝い
9日(土)茂原市災害ボランティアセンター手伝い
14日(木)3団体研修打合せ
17日(日)長柄町災害ボランティアセンター手伝い
19日(火)災害対策士業連絡会
20日(水)柏福祉道場
24日(日)基礎研修I挨拶
25日(月)世話人研修打合せ
26日(火)千葉福祉と司法の連絡協議会
28日(木)社会的養護アフターケア勉強会
30日(土)大人の文化祭打合せ
12月12日(木)3団体研修打合せ
13日(金)SSS松戸荘見学
事務局忘年会
15日(日)拡大世話人会
18日(水)福祉と司法がつながる会
20日(金)定着センター勉強会
26日(木)3役会
1月4日(土)福祉と司法の連絡会
14日(火)千葉県DWAT会議
16日(木)3役会
21日(火)福祉と司法がつながる会
26日(日)理事会

◇各種委員会等

【委員推薦】

- 2020年4月1日～2023年3月31日 袖ヶ浦市社会福祉協議会
法人後見運営委員 梶原 幸夫氏
○2020年4月1日～2023年3月31日 四街道市役所
四街道市介護認定審査会委員 中山 達雄氏、大藤 康弘氏、高橋 利宏氏

【講師派遣】

- 2020年2月5日(水) 仙台市健康福祉局障害福祉部
令和元年度第2回障害者差別解消・虐待防止連絡協議会 講師 朽名 高子氏
○2020年2月16日(日) 社会福祉法人南台五光福祉協会もくせい園
成年後見制度とその役割について 講師 小川 晴雄氏
○2020年2月26日(水)龍ヶ崎市福祉部社会福祉課
龍ヶ崎市見守りネットワーク情報交換会議 講師 山崎 泰介氏
○2020年3月7日(土) 千葉市成年後見支援センター 市民後見人養成研修

講師 朽名 高子氏

【後援・協賛】

- 2019年12月8日(日) 千葉県社会福祉協議会 千葉県福祉人材センター
「福祉人材確保・定着フォーラム2019」後援
- 2020年2月9日(日) 千葉県社会福祉協議会
「令和元年度第2回福祉のしごと就職フェア・in ちば」後援
- 2020年2月15日(土) 成田市社会福祉協議会
「精神障がい者ピア・サポーター養成講座」後援
- 開催中止⇒1月31日(金) 千葉県地域生活支援事業所協議会 「第4回だれもが住みやすい街づくりフォーラム from 千葉」後援依頼取下げ

◇その他の活動

- 2019年11月19日(火) 千葉県災害復興支援士業ネットワーク ネットワーク協議会
市原 久夫氏、服部 明氏出席
- 2019年11月22日(金) 千葉県社会福祉協議会 千葉県災害ボランティアセンター連絡会 臨時会議
市原 久夫氏出席
- 2019年11月24日(日) 日本社会福祉士会 2019年度基礎研修講師養成研修
小野寺 浩氏、古谷 充氏、堀江 亜希子氏、宮下 朱実氏、田尻 真人氏、野口 桂子氏、
石山 明子氏、俵 はるみ氏、宮本 哲男氏、安藤 宏之氏、長嶋 祐一氏、矢戸 孝紀氏出席
- 2019年11月25日(月) 千葉県健康福祉部健康福祉指導課 千葉県災害福祉ネットワークの準備会
渋沢 茂会長、樽林 元樹事務局長、市原 久夫氏出席
- 2020年1月7日(火) 千葉県健康福祉部健康福祉指導課
災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修 市原 久夫氏出席
- 2020年1月14日(火) 千葉県健康福祉部健康福祉指導課 千葉県災害福祉支援
ネットワーク構築のためのワーキンググループメンバー 渋沢 茂会長、樽林 元樹事務局長出席
- 2020年1月28日(火) 酒々井町社会福祉協議会
酒々井町成年後見制度利用促進に係る意見交換会 大藤 康弘氏出席予定
- 2020年1月28日(火) 千葉県中央障がい者相談センター
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に係る千葉圏域地域相談員研修会
朽名 高子氏出席予定
- 2020年1月29日(水) 市川市役所 障害者支援課、介護福祉課
市川市審判請求対象者検討会 今川 純子氏出席予定
- 2020年1月31日(金) 千葉県健康福祉部
令和元年度千葉県福祉人材確保・定着推進協議会 四ノ宮 章副会長出席予定(会長代理)
- 2020年2月15日(土) 日本社会福祉士会(長野県社会福祉士会)
2020年2月第2回関東甲信越ブロック連絡協議会 渋沢 茂会長出席予定

**** 会員情報 ****

1月26日現在正会員:1,515名(新入会:7名、転入:2名、退会:9名、転出1名)
準会員6名、賛助会員2名

【報告事項】

2019年12月7日（土）日本社会福祉士会主催 事務職員情報交流連絡会
事務局員2名の参加報告をいたします。

1) 会場：新宿歴史博物館

日時：2019年12月7日（土）13：30～16：00

会場：新宿歴史博物館

プログラム

13：30～13：35 開会挨拶

13：35～14：10 日本社会福祉士会の活動報告等について

- ・開催にあたって／日本社会福祉士会の動き 小笹氏
- ・2020年度以降の事務委託契約について 中野氏
- ・全国大会について 山形県士会
松野氏（高知会代理）

14：10～14：20 休憩

14：20～15：40 事務局員情報交流会（ワールドカフェ方式） 草川氏

15：40～15：50 質疑応答・弊会

・開催にあたって

開催趣旨

都道府県社会福祉士会の事務局職員の事務局実務に必要な情報の伝達と事務局員間の情報交換・交流

・日本社会福祉士会の動き

第三期中期計画（2019～2023年度）

- 1 ソーシャルワークの推進
- 2 活動基盤の強化
- 3 専門性の向上

2020年度以降の事務委託契約について

1. 2020年度事務委託県士会について

2020年度事務委託契約解除の県士会 栃木会・長野会・兵庫会・愛媛会・熊本会・大分会

来年度より23県士会が会員管理事務を独自で実施

2020年度綱紀案件事務委託のみ契約解除の県士会 石川会

2. 事務委託契約について

2020年度より事務委託費変更に伴い、事務委託契約書を新たに取交わす

現行 新入会員数×5,000円

変更後 会員数×600円

3. 事務委託解除に伴う主な経費

委託解除県士会

新入会グッズ費用（会員証・バッヂ・生涯研修手帳） 新入会者数×1,000円

連合体会費 会員数×5,000円

全国大会について

第28回 高知大会 あなたと歩む、ともに築く ～今、求められる社会福祉士とは～

2020年6月6日（土）高知県立県民文化ホール

6月7日（日）高知県立大学永国寺キャンパス

第29回 山形大会

2021年7月3日（土）山形総合文化芸術館（2020年4月オープン）

7月4日（日）山形テルサ他

会場では、参加者29県士会・39名、1グループ5人程度8グループに別れて着席。

同じグループに岩手会・京都会・広島会が着席され、名刺交換後に自己紹介。

偶然、全員が社会福祉士の資格無しの事務局員で事務局業務について意見交換。

2回席替えし、北海道会・山形会・埼玉会・神奈川会・大阪会・奈良会・広島会・愛媛会・大分会の方と意見交換。

意見交換内容

1セッション目

- ・会員管理・会費徴収事務で困ったことや対応

複数回督促しても徴収できない

- ・研修運営で困ったことや対応

県の受託研修準備が多く、担当会員へ役割を割り振って対応

2セッション目

- ・会員からの苦情等で困ったことや対応

事務局長他1人で対応の苦情専用携帯があり、事務局に苦情電話が入ると専用電話番号を伝える

3セッション目

- ・事務局業務を円滑に進めるために

理事・役員交代時、役割等を引き継ぎいでもらう

各県士会事務局員の方の話、対応を聞くことが出来、今後の事務局業務を円滑に行えるように工夫していきたいと思っています。

事務局員 高木

2) 2019年度 事務局職員情報交流連絡会 2019年12月7日(土) 13:30~16:00

29 都道府県事務局約40名参加

①西島会長挨拶

②日本社会福祉士会(以下、日本士会)職員紹介

小笹事務局長より、第三期中期計画(2019年度~2023年度)、今後の動きについて説明があった。

- ・ 倫理綱領について、(前回)2005年6月採択)から時間が経過したこと、ソーシャルワークの定義が改定されたことに伴い、JFSW(日本ソーシャルワーカー連盟(構成団体は日本ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉士会、日本医療社会福祉協会、日本精神保健福祉士協会の4団体)での2020年度の改定を計画し、倫理綱領の改定作業に着手している。

③全国大会 第28回2020年6月6日、7日 高知大会

-PR動画上映、日本会・松野様より代理開催案内があった。

全国大会 第29回2021年7月3日、4日 山形大会・山形県士会・笹原様より開催案内があった。

④事務局職員情報交流会・ワールドカフェ形式(18分×3回)

5~6人のグループに分かれ、18分毎にメンバーチェンジ

1. テーマ「会員管理・会費徴収で困ったことや対応」・「研修運営で困ったことや対応」

I・H・K・C

・ 事務委託解除について

- このまま委託継続お願いしたい いつまでお願い出来るのか (I・H)
- 2020年度から事務委託解除する 会員宛文書の準備これから (K)
- 2018年度から事務委託解除した 2月送付の臨時総課資料で会員へ周知、4月送付のばあとなあニュースで、名簿登録員の事務委託解除を周知した (C)

2. テーマ「会員からの苦情等で困ったことや対応」

T・N・A・C

- 5 団体が協働での事務局運営のため、各委員会で処理いただく 書類も出来上がった状態で事務局に報告いただいている (T)
- 苦情が上がってきても、回答まで至らない現状 苦情処理委員会をこれから作らねばならない (N)
- 苦情は溜めずにスピーディに対応 (E)
- 1年以上準備をして、今年度から倫理委員会設置となった (C)

3. テーマ「事務局業務を円滑に進めるために」

K・I・T・C

- 事務局長1名、常勤2名、パート2名 (K)
- 担当理事2名、常勤1名 (I)

-常勤2名 入局5か月目である (T)

入局間もないが、既に仕事が増え、どこまでが事務局員の仕事なのか判断も難しい

-常勤3名、週1日パート2名 (C)

長く勤務すれば見えてくることもあり、仕事は増える 委員会での対応と事務局員が対応するものとの切り分けは、慣れてきても大変、どこも同じ悩み

-全く同じことを、事務局で話し合っている (I)

4. 「わかちあい 感想」

-公益目的支出計画の内容変更を理事から指示され、県へ赴き近々に相談予定 理解しきれておらず不安 (I)

-事務委託解除についての会員への周知内容をこれから考えなければならない (K)

- ・各県士会事務局のみなさまがそれぞれの場所で、精一杯奮闘している様子がとても伝わった
- ・毎回同じ悩み、どこも人員不足、人頼み
- ・どこまでを事務局で担うべきなのか、悩み迷う それも、どこも同じ、毎回同じ
- ・新システムでの会員管理では軽減されない、日時の様々な業務について同じ悩みなら、軽減できる方法はないのか？

事務局員 川井

[研修委員会]

《報告》 研修啓発部会

1、2019年度基礎研修 報告

基礎研修Ⅰ（受講人数 48 名）

令和1年8月31日（土） 修了

基礎研修Ⅱ（受講人数 52 名）

- ① 令和1年 5月26日（日）ソーシャルワーク系理論系科目Ⅰ 修了
- ② 令和1年 6月16日（日）ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ③ 令和1年 7月21日（日）ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ④ 令和1年 8月25日（日）地域開発・政策系科目Ⅰ 修了
- ⑤ 令和1年 9月29日（日）地域開発・政策系科目Ⅰ 修了
- ⑥ 令和1年10月20日（日）人材育成系科目Ⅰ 修了
- ⑦ 令和1年11月17日（日）権利擁護・法学系科目Ⅰ 修了
- ⑧ 令和1年12月 8日（日）権利擁護・法学系科目Ⅰ 修了
- ⑨ 令和2年 1月12日（日）実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了

基礎研修Ⅲ (受講人数 44 名)

- ① 令和1年5月25日(土) 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了
- ② 令和1年6月15日(土) 実践評価・実践研究系科目Ⅰ及び
ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ③ 令和1年7月20日(土) 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了
- ④ 令和1年8月24日(土) 権利擁護・法学系科目Ⅰ 修了
- ⑤ 令和1年9月28日(土) 地域開発・政策系科目Ⅰ 修了
- ⑥ 令和1年10月19日(土) 地域開発・政策系科目Ⅰ 修了
- ⑦ 令和1年11月16日(土) サービス管理経営者科目Ⅰ 修了
- ⑧ 令和1年12月7日(土) サービス管理経営者科目Ⅰ 修了
- ⑨ 令和2年1月11日(土) 人材育成系科目Ⅰ 修了

2、研修委員会 理事会議 実施 (別紙 参照)

日程：令和1年12月15日(日) 13:00~14:30

場所：千葉県社会福祉士会事務局 会議室

出席者：浅見、宮下、宮本

課題：令和2年度 研修委員会 予算審議

3、和洋女子大学 社会福祉士受験対策講座

令和1年9月24日～12月10日 修了

(東京成徳大学 社会福祉士受験対策講座は受講生集まらず、中止
来年度も同様と思われる。)

4、生涯研修及び認定社会福祉士研修と新カリキュラム確認

日時：令和2年1月29日 10:00～

場所：日本社会福祉会 会議室

出席者：浅見

5、淑徳大学との今後の連携及び

認定社会福祉士研修と新カリキュラムについて

日時：令和2年1月30日 12:00～

場所：淑徳大学 事務所

出席：浅見

研修委員会 理事会議

日程：令和1年12月15日（日） 13：00～14：30

場所：千葉県社会福祉士会事務局 会議室

出席者：浅見、宮下、宮本

課題：令和2年度の予算内容の審議

- ① 基礎研修123の会場はエレベーター設置してある場所がなるべく望ましい その為、会場の予算が上がる。予算ヒヤリングで検討が必要
- ② スタッフ、ファシリ、講師代の値段を適正にすると全体的な金額が上がる。もともと講師は低く設定、ただ、スタッフ、ファシリの適正化の審議、予算ヒヤリングで検討が必要
- ③ 生涯研修センターの有無については約款が不足していることとセンターなくても研修委員会で対応可能・・実施機関を千葉県社会福祉士会の研修委員会として対外的に明記が望ましいので・・ただ、他の意見もあり、今後協議が必要である。

3、 研修委員会 リーダー会議 実施 （別紙②）

【添付資料】

- 別紙1 一般社団法人千葉県社会福祉士会ぱあとなあ千葉名簿登録規程（改正案）
- 別紙2 権利擁護センターぱあとなあ千葉 報酬助成に関する細則（案）
- 別紙3 権利擁護センターぱあとなあ千葉 受任会費に関する細則（案）
- 別紙4 成年後見制度利用支援事業の整備拡充に関する要望書について

【活動報告】

○ 第5回運営委員会報告

日時：2019年12月11日（水） 17：30～ 19：30

場所：千葉県社会福祉士会事務局会議室

出席：石橋、今川、越後谷、小川、奥野、片野、朽名、四ノ宮、高美、田中、中山、服部、古澤、吉田

報告：

◆千葉家裁との打ち合わせ

11月17日（木） 16：00～17：30 小川、四ノ宮、古澤 参加

- ・千葉家裁からの推薦候補者依頼2件について、辞退したことについて事情説明。
- ・ぱあとなあ千葉の現状と今後の対応について報告
- ・家裁からの指摘事項：定期報告書の様式は最新のものを使用すること。
- ・後見報酬が10万円以上の場合は、臨時支出欄に記載すること。

報告事項：登録員が受任している被後見人の預金通帳と事務書類を盗難にあった件について。

- ・個人情報の記載のある書類の管理に関して、登録員に注意喚起するとともに、再発防止のための具体策・マニュアル作成を検討する。

◆研修部会：名簿登録研修：11月23日（土）に58名の受講申込あり56名が修了。

- ・2020年1月1日の名簿登録希望者が6名、4月1日の名簿登録希望者が3名いる。

- ・レベルアップ研修（12月7日実施）：個人情報保護をテーマとして行い、19名が参加。

◆コーディネイト部会：当会への候補者推薦依頼は前年比20%増となっているの対して、受任可能者の数が減少していることから「臨時受任アンケート」を実施した。

◆業務管理部会：2月の活動報告書は、前回と同じ方法で行う。書式の変更は最小限にする

討議：

① ささえあい制度にかわる新しい報酬制度について

- ・報酬助成に関する細則（案）：50万円未満を30万未満に変更する。

② 名簿登録員規程の改正（案）、報酬助成の細則（案）、受任会費細則（案）、および

成年後見制度利用支援事業の整備拡充に関する要望書(案)については、前回の理事会で提出したが、実質的な審議は次回になることを説明し、了解を得る。

- ③ 来年度の組織体制について、意向確認を行った。
- ④ その他：ぱあとなあ千葉全体会を3月14日（土）に予定している。

【理事会決議・承認依頼事項】

- 別紙1 一般社団法人千葉県社会福祉士会ぱあとなあ千葉名簿登録規程（改正案）
- 別紙2 権利擁護センターぱあとなあ千葉 報酬助成に関する細則（案）
- 別紙3 権利擁護センターぱあとなあ千葉 受任会費に関する細則（案）
- 別紙4 成年後見制度利用支援事業の整備拡充に関する要望書について

上記の別紙1～4については前回の第5回理事会（2019年11月3日）で概要の説明を行い、書面を提出したところですが、その後、貴重なご意見をたまわりご意見を反映させ一部修正を行いましたので、ご検討をお願いするとともにご承認をお願いします。

一般社団法人千葉県社会福祉士会ばあとなあ千葉名簿登録規程(改正案)

規程第22号

平成25年7月20日制定

平成25年11月16日改正

最新改定 平成27年11月28日改正

最新改正 令和2年4月1日改正

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人千葉県社会福祉士会(以下、「本会という」)権利擁護センターばあとなあ千葉(以下、「ばあとなあ千葉」という。)運営規程(規程第21号)に基づき、所属する会員による適切な成年後見業務の執行を確保することを目的として、ばあとなあ千葉運営規程第3条第1項第4号から第7号の事業の実施について必要な事項を定める。

(ばあとなあ名簿への登録)

第2条 本会は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、第8条に定める審査を経て、成年後見人等候補者名簿(以下、「ばあとなあ名簿」という。)に登録するものとし、登録された者を、ばあとなあ千葉運営規程第2条第2項に定める「登録員」とする。

- (1) 所属する会員で、成年後見人養成研修(委託集合研修)の修了者
- (2) 所属する会員で、成年後見人養成研修(通信研修)の修了者
- (3) 所属する会員で、成年後見人養成研修(都道府県社会福祉士会研修)の修了者

2 本会は、前項に規定するばあとなあ名簿への登録に際し、必要な研修の受講、およびばあとなあ千葉運営委員会(以下、「運営委員会」という)が別途定める事項を条件とすることができる。

(ばあとなあ名簿登録事項)

第3条 本会は、ばあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

- (1) 申請者の氏名、生年月日、住所
 - (2) 申請者の会員番号、成年後見人養成研修受講者番号
- 2 本会は、必要に応じて前項規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。この場合は、名簿登録申請者にあらかじめ告知し、同意を得るものとする。
- 3 登録員は、ばあとなあ名簿登録事項に変更があった場合には、変更内容を速やかに本会に届けなければならない。

(登録の抹消)

第4条 本会は、後見等受任中および法人後見の事務執行者に就任中であるときを除き、登録員から登録抹消の申請があった場合は、当該登録員をばあとなあ名簿から抹消するものとする。

2 登録抹消申請者が、第5条第1項第3号または第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づきばあとなあ名簿から削除することができる。

(登録の削除)

第5条 本会は、登録員のうち次の各号に該当する者は、ばあとなあ名簿から削除するものとする。

- (1) 本会の正会員資格を喪失した者
- (2) 第11条に定める名簿登録料、**第12条に定める受任会費**の未納があり、納入督促に応じない者

別紙1 名簿登録規程(改正案) 20200126

(3)「一般社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則(規則第~~6~~7号)」により戒告以上の懲戒処分を受けた者

(4) 民法846条の解任および民法847条の欠格事由に相当する者

2 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

(再登録)

第6条 本会は、第4条に基づき登録を抹消した者から再登録の申請があったときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録することができる。

2 本会は、第5条第1項に基づき登録を削除された者が、その理由を解消して再登録の申請をしたときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録することができる。但し、この場合は理事会の承認を経なければならない。

(ばあとなあ名簿の登録期間および名簿登録更新)

第7条 ばあとなあ名簿登録の有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

2 登録員の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。

3 本会は、ばあとなあ名簿の登録更新にあたって、前登録期間に1回以上更新研修を受講していることを条件とすることができる。

(審査)

第8条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度の登録を認めるか否かにつき、ばあとなあ千葉において審査する。

2 審査は、原則として4月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に運営委員会が定める。

3 審査は、次に掲げる項目について総合的に評価し、ばあとなあ名簿への登録、更新の可否を決定するものとする。

(1) 千葉県社会福祉士会会費および第11条に定める名簿登録料等の納入状況

(2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務)(以下、「ばあとなあ保険」という。)の保険料の納入状況

(3) 苦情申立てまたは裁判などの有無およびその状況

(4) 過去のばあとなあ名簿からの登録削除の有無およびその事情

(5) ばあとなあ千葉が実施する研修等の受講状況および活動報告の状況

4 審査によりばあとなあ名簿への登録および更新を認められないとされた者については、理事会の承認を経て家庭裁判所にその事実を報告することができる。

5 登録、更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

(他県登録員の移動)

第9条 他の都道府県社会福祉士会において第2条に定める登録員に相当した者が本会の正会員となった場合、ばあとなあ千葉の「登録員」となるためには、第2条に定める手続きを経なければならない。

2 前項の移動が第11条の名簿登録料納付後の場合、当該年度の名簿登録料はこれを徴収しない。

(登録員の義務)

第10条 登録員は、公益社団法人日本社会福祉士会(以下、「日本会」という)の定める社会福祉士の倫理綱領および行動規範を遵守し、後見等活動に従事しなければならない。

2 登録員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

別紙1 名簿登録規程（改正案）20200126

- (1) 第12条に定める活動報告を行うこと
 - (2) ばあとなあ保険に加入すること
 - (3) 本会が行う研修等を受講し、研鑽に努めること
- 一本会が原則として年に2回以上実施する必須登録員研修のうち、少なくとも1回は必ず受講すること
- －その他本会が実施する各種研修について、別に運営委員会が定める受講基準を満たすこと
- －これらの受講基準を満たさない者の取扱いについて、別に運営委員会で定める
- (4) ばあとなあ名簿登録内容を、日本会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体に提供することを承認すること。
 - (5) 本会およびばあとなあ千葉の指導・助言を尊重し、その内容実現に努力すること。
 - (6) 業務遂行上知り得た情報について、社会福祉士の倫理綱領および社会福祉士の行動規範に従い、秘密保持すること。

(名簿登録料等)

- 第11条 登録員は、~~下記の名簿登録料等を納付しなければならない。~~
- ~~(1) 名簿登録料として毎年度10,000円。但し、当該年度10月1日以降に新規に名簿登録された者についてはこれを5,000円とする。~~
- ~~(2) ばあとなあ千葉独自の会費は、本会としては、当分の間、これを徴収しない。~~
- 2 本会は、前項の名簿登録料等を下記の費用に充てる。
- (1) ばあとなあ千葉の運営費
 - (2) 日本会の「都道府県社会福祉士会負担金」
 - (3) ばあとなあ保険の基礎保険料および被害者救済基金拠出金

(受任会費)

- 第12条 登録員は、受任している法定後見案件および任意後見案件（以下「受任案件」という）について、毎年、第14条に定める2月の定期報告における1月末の受任案件数に応じた受任会費を納付しなければならない。
- 2 受任会費は、受任案件1件につき2,000円とする。登録員1人の受任会費総額の上限は、年度毎に30,000円とする。
- 3 受任会費は、第13条に定める報酬助成およびそれに付随する事務費用に充てることができる。
- 4 受任会費の納付に関する細則は別にばあとなあ運営委員会で定める。

(報酬助成)

- 第13条 登録員の受任案件において、やむを得ない事情により、受領できる後見人等報酬が年額150,000円未満となった場合には、ばあとなあ千葉は、当該登録員の請求に基づき、請求事情を審査の上、報酬助成することができる。
- 2 報酬助成の請求要件、手続き等の細則は別にばあとなあ千葉運営委員会で定める。

(活動報告)

- 第14条 登録員は、本会に対して年1回活動報告書を提出しなければならない（以下、「定期報告」という）。この定期報告は、各年度の2月1日から同月末日までの間に行うものとする。
- 2 登録員は、次の各号に該当するときは、前項の規定に拘わらず活動報告書を提出しなければならない（以下、「随時報告」という）。
- (1) 定期報告以外の報告が必要と認められるとき
 - (2) 後見等活動を開始したとき（任意後見監督人が選任されたときを含む）
 - (3) 後見等活動を終了したとき。および、引き継ぎ事務が完了したとき
 - (4) 任意後見契約を締結したとき
 - (5) 任意後見契約を締結しようとするとき（任意後見契約の締結に伴う任意代

別紙1 名簿登録規程（改正案）20200126

理の委任契約の締結を含む）

3 前2項の活動報告の項目について、運営委員会が別に定める。

4 登録員は、運営委員会が必要とみとめて面談（グループ面談含む）を要請した場合は必ずこれに応じ、活動状況の報告および運営委員会が必要とする書類を提出しなければならない。

（登録員に対する支援）

第15条 本会は、登録員が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を提供するものとする。

2 本会は、第12条に定める活動報告を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行うものとする。

3 本会は、初回受任者に対して、各々の登録員が家庭裁判所に提出する受任直後の事務報告書（就職時）および1年後に提出する初回報酬付与申立書および後見事務報告書に関して、登録員からの相談に応じ、適切な指導を行うものとする。

4 本会は、登録員の相談に応じ、登録員を支援するために、活動状況を把握できる体制を整備し、適宜登録員の活動状況把握に努める。

（名簿の管理と活用）

第16条 ぱあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおくものとする。

2 本会は、ぱあとなあ千葉運営規程第3条に規定する事業の遂行のため、次の各号に掲げる機関へぱあとなあ名簿を提出することができる。

(1) 管轄する家庭裁判所

(2) 日本会

3 本会は、各登録員の活動状況について、必要な事項を前項に規定する機関へ報告することができる。

（改廃）

第17条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、制定の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

（研修実施の留保）

2 第2条第1項第3号の研修（成年後見人養成研修・都道府県研修）については、平成25年度は実施しないものとする。

3 第7条第3項の研修（更新研修）については、平成25年度は実施しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、制定の日から施行し平成25年10月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、改正の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 第2条第1項第3号の研修（成年後見人養成研修・都道府県社会福祉士会研修）については、平成27年度は実施しない。

3 第7条第3項の更新研修については、当分の間、必須登録員研修をこれに充てる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、改正の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

権利擁護センターぱあとなあ千葉 報酬助成に関する細則(案)

<制定>令和2年4月1日

(目的)

第1条 本細則は、ぱあとなあ千葉名簿登録規程(規程第22号)第12条に定められている報酬助成につき、その実施手続きに関する具体的な事柄を定めることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 報酬付与助成を受けることができる案件(名簿登録規程第12条の「やむを得ない事情」に該当する案件)は以下の何れかに該当するものとする。

- 1) 家庭裁判所による報酬付与審判の報酬額が、年額150,000円未満となった案件。
- 2) 当該自治体の実施する成年後見制度利用支援事業に基づく報酬助成が受けられなかった、又は低額の助成しか受けられなかったため、受領できた報酬が年額150,000円未満となった案件。但し、被後見人等の財産から受領した金額がある場合やその他の団体等からの助成がある案件の場合には、その額を受領できた報酬額に含める。(名簿登録規程第〇〇条の「~~やむを得ない事情~~」に該当)

(助成の条件)

第3条 報酬助成を受けるためには、以下のすべての項目を満たすこと。

- 1) 家庭裁判所による報酬付与審判が決定されていること。
- 2) 当該案件について、過去1年以内に活動報告書(新規、定期、終了)が提出されていること。
- 3) 家庭裁判所への当該報酬付与審判申立時の被後見人等の資産が以下の通りであること。
・居住用不動産を除く処分可能な財産(居住用以外の不動産、有価証券類、売却可能な資産類を含む)の総額が原則として50.30万円未満かつ当該期間の収支黒字額が本制度による助成額未満であること。
- 4) 申請登録員が、千葉県社会福祉士会会費、名簿登録料および受任会費を未納していないこと。

(助成の金額)

第4条 助成できる金額は年額150,000円を上限とする。

- 2 被後見人等よりからの受領、自治体やその他団体の助成がある場合には、1項の上限金額からこれらの総額を除いた金額を上限とする。
- 3 当該報酬付与審判の期間が1年より長い又は短い場合は、期間の月数に応じて上限金額を換算する。なお、月数の端数はこれを切り捨てる。

(例えば、期間が「令和2年2月10日(就任の日)～令和3年3月31日」の場合は、期間が13ヶ月で、当期間の助成の上限金額は162,500円とする)

(助成の申請)

第5条 報酬助成の申請は、ぱあとなあ千葉報酬助成申請書(様式〇)に以下の書類を添付して行うものとする。

- ① **家庭裁判所の発行した報酬付与審判書の謄本の写**
- ② 家庭裁判所に提出した財産目録の写
- ③ ~~当該期間に関する収支表の写~~
- ④ **③自治体からの報酬助成却下(決定)通知書の写 (報酬決定額が年額150,000円未満の場合は不要)**
- ⑤ **④被後見人等の預貯金通帳の写(最新のものを全件)**
- ⑥ **⑤被後見人等およびその他の団体当~~等~~から受領した場合には、その受領書(領収書)の写**

(助成申請の期限)

第6条 助成の申請は、家庭裁判所による報酬付与審判の日から1年以内に行わなければならない。

(助成の決定)

第7条 報酬助成の可否および助成金額(以下、「助成金」については、ぱあとなあ千葉運営委員会に設置する報酬助成審査会で審査し、運営委員会で決定する。~~報酬助成審査会は最大年3回開催する。~~

~~報酬助成審査会は、運営委員長が指名する運営委員3名で構成する。~~

2 報酬助成の可否の決定については速やかに申請者に通知するとともに、助成可の場合には、助成金を申請者の指定した口座に振り込む。なお、口座は申請者名義の口座に限る。

3 報酬助成審査会は運営委員長が指名する運営委員3名で構成し、最大年4回開催する。

(監査)

第8条 本制度運用の透明性、適正性を担保するため、報酬助成監査会を設置する。

2 報酬制度**助成**監査査会は、運営委員長、千葉県社会福祉士会理事(1名)、ぱあとなあ千葉登録員(1名)および報酬助成審査会員(1名)で構成し、千葉県社会福祉士会理事(**ぱあとなあ千葉登録員以外の者**)およびぱあとなあ千葉登録員は運営委員長が指名する。

3 報酬制度**助成**監査会は年1回開催し、監査結果を運営委員会に報告する。運営委員会はその内容を理事会に報告する。

(助成金の返金)

第9条 助成金は、次の場合には全部または一部を返金しなければならない。

・本制度の助成を受けた者が、助成を受けた当該案件に関し、後日何らかの事由により、被後見人等や自治体その他団体より、本制度の助成金を超える報酬の全部または一部を受領した場合、助成金の全部または一部を返金しなければならない。

2 前項に該当する事由が生じた場合、登録員は速やかにぱあとなあ千葉に報告し、ぱあとなあ千葉が指定する方法で返金する。

以上

権利擁護センターぱあとなあ千葉 受任会費に関する細則(案)

<制定>令和2年4月1日

(目的)

第1条 本細則は、ぱあとなあ千葉名簿登録規程(規程第22号)第12条に定められている受任会費につき、その納付および管理に関する具体的な事柄を定める事を目的とする。

(対象受任案件)

第2条 受任会費の納付の対象となる受任案件は以下の各号とする

- 1) 法定後見(成年後見、保佐、補助)案件
- 2) 任意後見(契約締結中の全て)案件

(受任案件数の報告)

第3条 各登録員の受任案件数は、各登録員の申告による。この申告は、毎年2月に義務づけられている定期報告の成年後見(監督)活動報告書(様式3)の「現在(1月末)の活動件数(合計)」とする。

(受任会費)

第4条 受任会費は、次の計算式による

登録員1人の受任会費(年) = 2,000円 × 第3条に定める「受任案件数」

2 登録員1人の受任会費が~~30,000円~~受任案件数が15件を超える場合、前項にかかわらず超過分を免除する。受任会費は30,000円とする。

3 受任会費は、運営委員会が指定する方法で、指定期日までに納付しなければならない。但し、受任会費が0円の場合はこの限りではない。案件数が0件の場合はこの限りではない。

4 2月のぱあとなあ千葉の定期報告後に登録員が名簿登録を抹消する場合においても、当該報告の受任案件に関する受任会費は納付しなければならない。

~~4~~ 5 一旦納付した受任会費は、ぱあとなあ千葉の責に帰する原因のある場合を除き、返還しないものとする。

(受任案件の除外)

第5条 第2条、第3条及び第4条の規定にかかわらず、以下の各号の何れかに該当する案件は受任中案件数から除外することができる。

- ① 家庭裁判所が決定する報酬額が年額~~1.2~~1.5万円に満たない
- ② 受任後の期間が浅く、報酬付与審判が決定されていない
- ③ 任意後見案件で、報酬額が年額~~1.2~~1.5万円に満たない。

2 前項の除外は登録員からの申請によるものとし、除外の適用を受けようとする者は、受任会費に関する免除申請書(様式〇)に必要な事項を記載のうえ以下の必要書類を添付して、毎年2月の定期報告時に提出しなければならない。

【必要書類】

- ② 報酬付与審判が決定している場合、過去1年間に家庭裁判所が発行した報酬付与審判書の謄本の写のコピー(本人の住所・氏名をマスキングしたもの)
- ③ 任意後見案件の場合、任意後見契約前報告書の写(本人の住所・氏名をマスキングしたもの)

3 受任会費除外適用の可否は、業務管理部報酬助成審査会で審査し、運営委員会で決定する。

(残金の管理と報告)

第6条 本会費の用途は名簿登録規程 **第12条第3項**に定める通り、報酬助成およびそれに付随する事務費用にのみ充てることができる。従って、納付された受任会費から報酬助成金等を支出した残金は、受任会費繰越金として別途に管理する。

2 年間の報酬助成の総額が納付された受任会費の総額を超える場合、不足分を受任会費繰越金から支出することができる。

3 本会費の収支について、理事会に報告するとともに、ばあとなあ千葉全体会およびばあとなあ千葉ニュース等で登録員に報告しなければならない。

以上

●市町村長 ●● ●● 殿

千葉県社会福祉士会

成年後見制度利用支援事業の整備拡充に関する要望書 (案)

千葉県社会福祉士会では、権利擁護センターぱあとなあ千葉を中心に、成年後見制度の適切な利用促進に取り組んでいます。貴市におかれましても、従来より成年後見制度の利用促進に取り組まれていること心強く感じております。

平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」といいます）が施行され、平成29年3月には、「促進法」に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」といいます）が閣議決定されました。この基本計画では、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする視点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業（以下、「利用支援事業」）の整備・拡充を行なうことが望ましいとされています。

利用支援事業は、福祉サービスの提供方法が措置から契約に変わったことに伴い、経済的理由等で成年後見制度の利用を妨げられ、福祉サービスの提供等を受けるために必要な契約をすることができないといった事態を防ぐという目的で実施されているものです。しかし、利用支援事業に基づく費用（後見人等の報酬）の助成が十分でないため、経済的に困窮している高齢者や障がい者が、本来必要な成年後見制度を利用できないという事態が少なくありません。

このような状況を改善し、基本計画が目指す通りに、後見制度利用の必要な人が安心して利用できるよう、利用支援事業の一層の整備拡充を要望いたします。

なお、利用支援事業の整備拡充は、基本計画の趣旨からも、千葉県内54市町の全てで一定の水準以上となることが好ましいと考えております。従って、以下の要望事項の中には、貴市におかれましては既に実施されている内容も含まれている場合があるかと思えます。ご容赦いただきますようお願いいたします。

1. 報酬助成の対象を、市長長申立の案件に限定せず、本人や親族等による申立案件にも適用していただきたい。

千葉県内54市町のうち、利用支援事業に後見人等報酬の助成対象を「市長長申立案件に限定」している所が21市町あります。また、生活保護受給

者に限り、「市町長申立案件に限らない」としている市町もあります。(令和元年5月21日現在)

市町長申立が必要となるケースは、本人が判断能力の低下により自ら申立を行うことができず、加えて親族がいない、あるいは親族の協力が得られない事案であり、このことは本人の経済的状況とは何ら関係はありません。また、報酬助成を市町長申立に限定していることが、家族・親族による申立を阻害し、必要な人の制度利用を妨げている側面もあります。

この点、地域支援事業実施要綱において、利用支援事業が市町村長申立に限らず、本人申立て、親族申立等を契機とする場合も対象とすることができることが明らかにされております。また、基本計画においても、このことを踏まえた取扱いを検討することが望ましいとされています。

成年後見制度利用の必要な人すべてが、安心して制度を利用できる社会を作るため、地域支援事業実施要綱および基本計画に沿った報酬助成制度となるよう、報酬助成の対象を市町長申立以外の案件にも拡大されるよう、早急の対応を要望いたします。

2. 生活保護世帯や非課税世帯に限定することなく、課税世帯も含め「助成がなければ成年後見制度の利用が困難な方」へと拡大していただきたい。

私たち千葉県社会福祉士会の会員においても、課税世帯の方の受任案件であっても、結果として、無報酬・低報酬となっている案件も少なくありません。このような現状が続けば、成年後見制度を利用したくとも、経済的な理由で利用できない層を生み出すこととなり、誰もが等しく使える制度ではない結果となります。

そのため、利用支援事業の対象者を、課税世帯の方も含め「助成がなければ、制度の利用が困難な者」へと拡充していただくことを要望いたします。課税世帯の方でも、本人の貯蓄が少なく、それを後見人等の報酬に充ててしまうと手元現金が枯渇し、万が一の入院や死亡の際に備えられなくなるといった事態は避けなくてはなりません。

したがって、本人に不測の事態が生じても対応できるように、例えば、最低限の手持ち現金(概ね30万円程度)が残らないような場合には、課税世帯の方でも後見人等報酬への助成の対象とする等、柔軟に対応をしていただくよう要望いたします。

3. 報酬助成金額の上限を設けず、家庭裁判所の報酬付与審判額相当の助成をしていただきたい。

(2019年11月3日千葉県社会福祉士会理事会)

千葉県内全市町のうち、助成金額の上限を定めている市町は52にのぼります。その多くは、在宅者の場合2万8千円、その他は1万8千円となっています。

しかしながら、後見等業務の多寡は、在宅または施設等入所という環境のみに関連するものではなく、却って、市町長申立や財産の少ない案件などの方が、より業務量が多くなることがあります。

一方、最高裁判所においては、従来の資産を中心とした報酬算定から身上監護に重きを置いた報酬算定への見直しがすすめられています。このことは成年後見制度利用促進専門家会議でも取り上げられている所です。

報酬助成金額に上限を設けず、家庭裁判所の報酬付与審判額相当の助成をしていただき、専門職後見人や市民後見人が安心して受任できるような環境の整備を要望いたします。

3. 最後に

基本計画において、私たち千葉県社会福祉士会は、成年後見に関する他の専門職団体とともに、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応やチームの支援等の活動などに積極的な役割を果たすことが期待されています。

私たちは、これまで成年後見制度を必要とする高齢者や障害者の権利擁護に務めてきた立場から、誰もが安心して成年後見制度を利用できるように、今後も、地域の中で、各自治体や関係各団体と連携し、積極的に協力していきたいと考えています。

以上

司法福祉委員会

【添付資料】

報告事項参考資料として

※1-委員会運営

※2-マッチング支援事業

【報告事項】

1 第3回司法福祉委員会

日 時 2019年11月24日 午前9時30分～12時00分

参加者 7名（川上、吉田、越後谷、多田、森脇、小川、大浦）

概 要

① 来年度予算について

- ・書籍「刑事司法ソーシャルワークの実務」を公的機関に10冊寄贈(※1)
- ・マッチング支援実務者に、実務の一部として1件15,000円の費用（弁護士との初回打合せ、本人との初回面会、それに費やす交通費等）の支払いを検討（来年度は5件を予定見込み）(※2)

② メーリングリストを作成し、委員会内での情報提供を引き続き行う。

② 確認事項

委員長は委員を決め、委員は理事会で承認され委嘱される。養成講座を受講して登録した人は、登録員かつ協力者として、委員会に所属する（規程第25条第4項3）。

2 学習会開催予定

日 時 2020年2月1日(土)

場 所 千葉県社会福祉士会 事務局会議室

講 師 司法福祉委員会副委員長 川上鉄夫

議 題 本人の更生支援と障害者総合支援法

参加定員 15名

以上

令和2年度実施事業収支見込み及び平成31年度実施事業予算把握シ- ※1

	報告日	報告者	大浦 明美		
○ 委員会名	司法福祉委員会				
○ 部会名					
○ 事業名	司法福祉に関する事業				
○ 実施期間(実施日)	令和2年4月1日～令和3年3月31日				
○ 損益(粗利)	-	0	0	0	0

<収入>

科目	説明	H30決算額	R1予算額	R1決算見込	R2予算要求	備考
1 他機関からの補助金・助成金	当事業実施で見込まれるもの、共同募金含む					
2 会員を対象者とする収入金	会員からの参加費					
3 会員以外の者を対象者とする収入金や手数料	会員以外からの参加費、請負契約も含む					
4 当会の保有する流動資産	会費、支部への還元金、他事業の利益相当分をあてにしたもの	23,324	90,000	90,000	110,000	
5 その他の収入	-					
合計			90,000	90,000	110,000	
合計(再掲) (項番4を除いたもの)			0	0	0	
補正後予算書記載額 (項番4を除いたもの)						

0 -20,000 -20,000

<支出>

科目	説明	H30決算額	R1予算額	R1決算見込	R2予算要求	備考
1 諸謝金	講師等への報酬や謝金(源泉徴収対象)					
2 委託費	スタッフ報酬等					
3 旅費交通費	交通費、宿泊費	22,101	90,000	90,000	60,000	委員(1500円×4回×10人)
4 通信費	郵便料金、電話代等	250				
5 賃借料	会場使用料、備品使用料	972				
6 印刷製本費	資料・ちらし印刷代、コピー代					
7 消耗品費	事務用品、雑貨等					
8 新聞書籍費	新聞雑誌、テキスト代等					
9 雑費	損害保険料、講師飲み物代、その他の支出				50,000	公的機関に書籍寄贈10冊
10 事務費拠出金 (事業収入の約10%程度)	事務局職員の賃金、福利厚生費、その他の事務費拠出金					
合計		23,324	90,000	90,000	110,000	
合計(再掲) (項番10を除いたもの)			90,000	90,000	110,000	
補正後予算書記載額 (項番10を除いたもの)						

0 -20,000 -20,000

<預かり金>

科目	説明	H30決算額	R1予算額	R1決算見込	R2予算要求	備考
1 諸謝金に対する源泉 所得税預かり金	-					
合計			0	0	0	

0 0 0

事業内容及び必要性	委員会にて委員会の運営、マッチング支援事業、研修の実施等について検討し実施する。滞りなく委員会の事業を実施することにより、社会福祉士会の運営に寄与する。また、委員の必要な研修等の要望に応える。					
参加者数	説明	H30決算額	R1予算額	R1決算見込	R2予算要求	備考
参加者数(会員)	-	49名	55名	55名	55名	
参加者数(会員外)	-					

令和2年度実施事業収支見込み及び平成31年度実施事業予算把握シート※2

		報告日		報告者	大浦明美
○ 委員会名	司法福祉委員会				
○ 部会名					
○ 事業名	マッチング支援事業				
○ 実施期間(実施日)					
○ 損益(粗利)		0	0	0	0
			0	0	0

<収入>

科目	説明	H30決算額	R1予算額	R1決算見込	R2予算要求	備考
1 他機関からの補助金・助成金	当事業実施で見込まれるもの、共同募金含む					
2 会員を対象者とする収入金	会員からの参加費					
3 会員以外の者を対象者とする収入金や手数料	会員以外からの参加費、請負契約も含む					
4 当会の保有する流動資産	会費、支部への還元金、他事業の利益相当分をあてにしたもの	50,000	60,000	60,000	135,000	
5 その他の収入	—					
合計			60,000	60,000	135,000	
合計(再掲) (項番4を除いたもの)			0	0	0	
補正後予算書記載額 (項番4を除いたもの)						

0 -75,000 -75,000

<支出>

科目	説明	H30決算額	R1予算額	R1決算見込	R2予算要求	備考
1 諸謝金	講師等への報酬や謝金(源泉徴収対象)					
2 SW実務補助費	SW報酬(初回打合せ・接見)				75,000	15,000円×5件
3 旅費交通費	交通費	41,876	60,000	60,000	60,000	1,500円×4回×10人
4 通信費	郵便料金、電話代等					
5 賃借料	会場使用料、備品使用料					
6 印刷製本費	資料・ちらし印刷代、コピー代					
7 消耗品費	事務用品、雑貨等					
8 新聞書籍費	新聞雑誌、テキスト代等					
9 雑費	損害保険料、講師飲み物代、その他の支出					
10 事務費拠出金 (事業収入の約10%程度)	事務局職員の賃金、福利厚生費、その他の事務費拠出金					
合計			60,000	60,000	135,000	
合計(再掲) (項番10を除いたもの)			60,000	60,000	135,000	
補正後予算書記載額 (項番10を除いたもの)						

0 -75,000 -75,000

<預かり金>

科目	説明	H30決算額	R1予算額	R1決算見込	R2予算要求	備考
1 諸謝金に対する源泉所得税預かり金	—					
合計			0	0	0	
				0	0	0

事業内容及び必要性	弁護士からの要請に応じて登録員の中から刑事司法SWとして選任する。また弁護士との連携協議会を定期的に開催する。依頼を受けた刑事司法SWに対して、弁護士との打合せ、接見、交通費の実務費用を活動費として支出する。これにより、弁護士の費用負担を軽減し、依頼しやすい環境を整えることにより、SWの実践の場を増やす。そして、それを実践事例として、委員は刑事司法福祉の知見					
参加者数	説明	H30決算額	R1予算額	R1決算見込	R2予算要求	備考
参加者数(会員)	—		8名	6名	10名	
参加者数(会員外)	—					

千葉県社会福祉士会 司法福祉委員会 御中

FAX 043-238-2867

[TEL 043-238-2866]

※ 個人情報の適正な管理のため、必ず事前に電話してからFAX送信してください。

マッチング依頼書(刑事司法福祉連携)

令和 年 月 日							
依頼弁護士	(フリガナ)		事務所名				
			住所				
			電話番号				
			FAX番号				
【対象者情報】							
留置・拘置	登録簿 拘置(支)所	対象者の 同意	<input type="checkbox"/> 同意あり				
性別	男・女	年齢	歳				
居住市町村		職業					
収入状況	<input type="checkbox"/> 公的給付: 生活保護・障害年金・その他						
障がい	<input type="checkbox"/> 療育手帳: A1 A2 B1 B2						
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳: 級						
	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳: 種 級						
健康状態							
入通院歴							
[事件の概要]		[特記事項]					
時系列	逮捕日時	/	勾留日	/	満期日	/	(延長有・無)
	起訴日	/	次回公判期日	/	接見禁止	有・無・一部解除	
前科前歴							
【希望する支援内容など】							

【千葉県社会福祉士会からの回答】

依頼弁護士 殿(FAX: - -)
 千葉県弁護士会 御中(FAX: - -)
 下記の福祉専門職を紹介します。
 紹介できる福祉専門職はいませんでした。
 (所 属)
 (担当者氏名) (電 話)

マッチング番号		
回答日: R 年 月 日		
※ 事務処理欄		
マッチング 担当	事務局受付	R 年 月 日
	マッチング完了 日	R 年 月 日
	弁護士会通知日	R 年 月 日

令和2年1月 修正版

様式4

令和 年 月 日

千葉県社会福祉士会 司法福祉委員長 様

刑事司法ソーシャルワーカー報告書

別添のとおりマッチング支援の状況を報告いたします。

支援の開始日 令和 年 月 日から

支援の終了日 令和 年 月 日まで

刑事司法ソーシャルワーカー

令和 2 年 1 月 修正

(28.9.11 承認)

【報告事項】

1. 台風15号・19号・豪雨に係る災害支援活動の状況について

支援地域	延べ日数
鋸南町	55日
多古町	29日
館山市	15日
指定地以外	11日
合計	110日 (550,000円)

上記は、活動報告書が提出され災害支援活動補助金が支払われたものである。

2. 関係機関等との会議等について

日時	活動内容	出席者
11月19日 (千葉県弁護士会館)	千葉県災害復興支援士業ネットワーク会議 ・関係団体の災害支援活動の状況について	市原, 服部
11月22日 (社会福祉センター)	千葉県災害ボランティアセンター連絡会 ・県災害VC, 市町災害VCの開設状況等について	市原, 服部
11月25日 (経営者会館)	千葉県災害福祉ネットワーク会議 ・富士通総研 名取直美 「災害時の福祉支援体制の構築について」 ・今後の予定 ①ワーキンググループを設置し議論 ②第2回準備会(1月) 協議会の設置要綱, DWATの運営要綱, 協定書等の提示 ③第3回準備会(2月) 設置要綱等の意見交換 ④協議会の設置, 協定書の締結(3月) 協議会発足式, 協力団体との協定書の締結	樽林, 市原
1月7日 (TPK市ヶ谷カンファレンスセンター)	災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修	市原
1月14日 (千葉県教育会館)	DWATワーキンググループ ・千葉県DWATについて ・チームの派遣に関する基本協定について ・活動に必要な資機材について	樽林

3. 被災地支援活動協力員名簿の更新について

67名の方に登録いただきました(旧名簿57名)。今後新規会員にも登録のお願いをします。